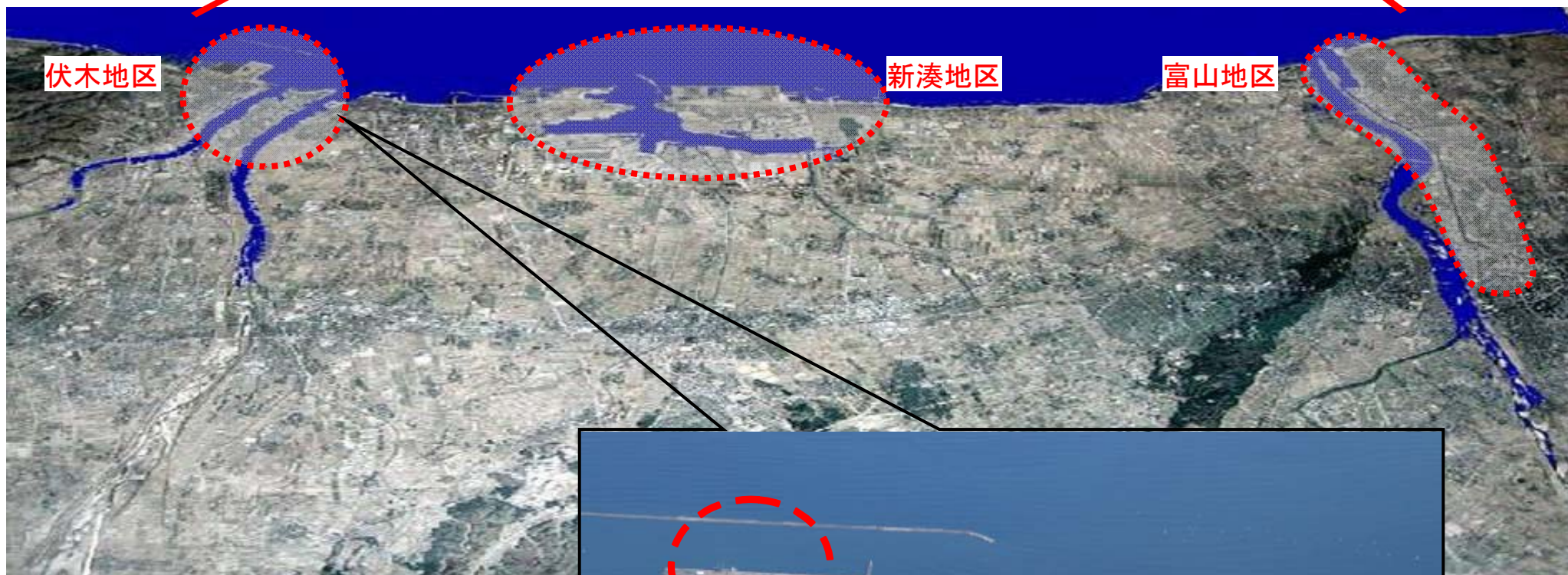


伏木富山港 港湾計画 一部変更

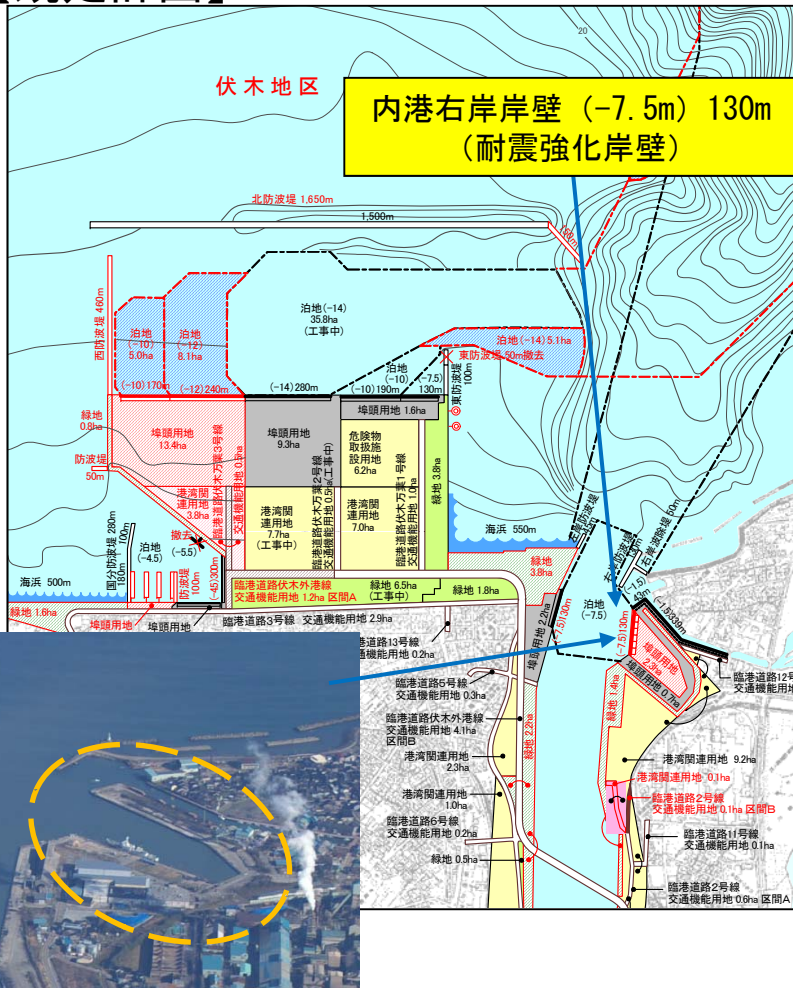
平成24年3月12日
交通政策審議会
第48回港湾分科会
資料 1-5

伏木富山港

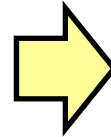
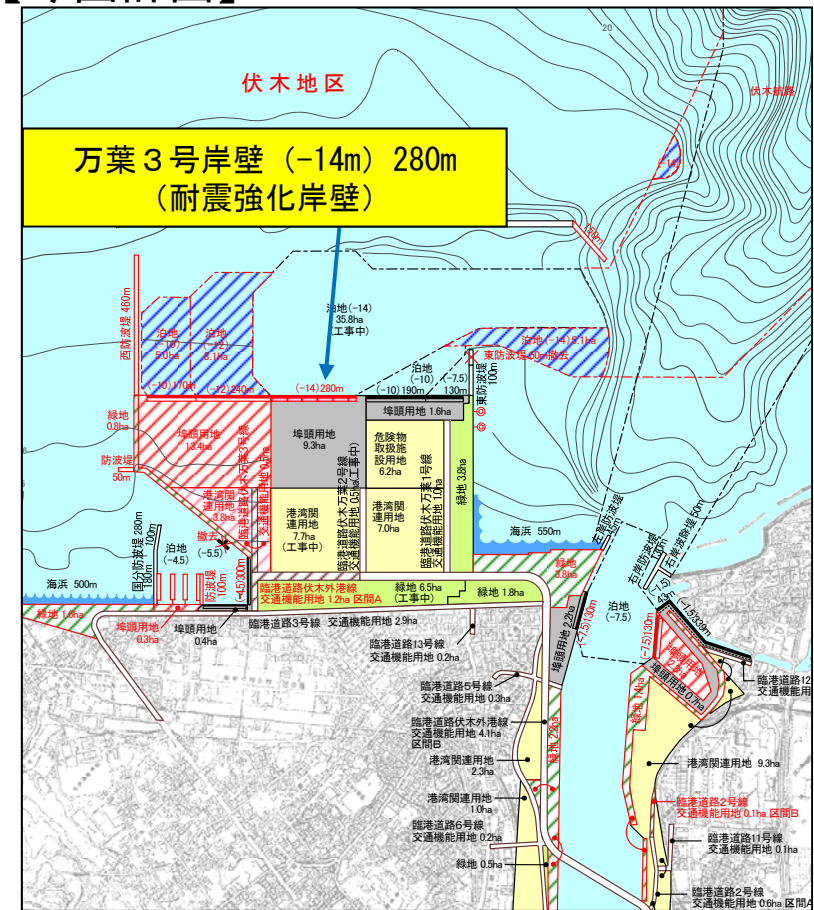


港湾計画変更の概要（伏木地区）

【既定計画】



【今回計画】



- 既定計画では内港右岸岸壁(-7.5m)を耐震強化岸壁として計画していたが、セメントの移出や海上保安部の巡視船の係留に利用されており、用地造成、岸壁整備に時間を要する。
- 耐震強化岸壁の早期整備を図るため、耐震強化岸壁の位置を変更する。
既定計画:内港右岸岸壁(-7.5m) ⇒ 今回計画:万葉3号岸壁(-14m)
- なお、万葉3号岸壁(-14m)については、耐震強化工事時においても貨物の取扱いが可能である。

確認の視点

確認事項	国としての確認の視点
	基本方針※
耐震強化岸壁の配置	<p>II 港湾機能の拠点的な配置と能力の強化</p> <p>7 大規模地震対策施設</p> <p><u>大規模な地震が発生した場合に、被災直後の緊急物資、避難者等を輸送するための機能を確保するべく、東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震災害の切迫性、地理的条件、港湾の利用状況、緊急輸送道路網等背後地へのアクセスの状況等を考慮して、大規模地震対策施設を適切に配置する。</u>また、大規模地震対策施設は、耐震強化岸壁と、緊急物資の保管や被災者の避難等に資する広場、市街地と港湾を連絡する道路等を一体的に備える。</p>

※港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針(平成23年9月15日施行)